

2023 年 04 月 20 日 制定

2025 年 04 月 01 日 改正

一般財団法人建設業振興基金

情報化評議会

CI-NET LiteS 実装規約 準拠基準

1. 目的

CI-NET を利用するサービスにおいて、CI-NET LiteS 実装規約に準拠しているか否かの位置づけを明確にする。

2. 準拠基準

以下の（1）（2）を準拠とする。

（1）情報伝達規約、情報表現規約ともに準拠したサービス

- ・ CI-NET LiteS 実装規約 情報伝達規約、情報表現規約に準拠していること

（2）情報表現規約に準拠したサービス

- ・ CI-NET LiteS 実装規約 情報表現規約に準拠していること

※「情報伝達規約に準拠しているが情報表現規約に準拠していないサービス」は、CI-NET LiteS 実装規約に準拠していないとする。なお、伝達技術に関しては、今後新たな進展が予想されるため、柔軟な運用が求められる。

3. 審議・承認方法

CI-NET LiteS 実装規約に準拠したサービスは、最終的に政策委員会で審議し、承認を得ることとする。なお、具体的な承認までの手続きは、別紙「CI-NET 利用サービスに関する手引き」に従うこととする。

- 附則
1. この規則は、2023 年 05 月 01 日から適用する。
 2. この規則は、2025 年 04 月 01 日から適用する。